

居宅介護支援重要事項説明書

令和7年2月1日現在

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-536-1911 (9時～16時まで)

担当 牧野英子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ダイアナ介護センター江南クラブの概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	ダイアナ介護センター江南クラブ
所在地	埼玉県熊谷市小江川1396番地
介護保険事業者番号	居宅介護支援 1174500569
通常の事業の実施地域	熊谷市 (048-524-1111)・深谷市 (048-571-1211) 嵐山町 (0493-62-2150)・滑川町 (0493-56-2211)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	名	サービス管理全般 サービス計画の立案等	1名
介護支援専門員	2名 (内1名管理者)	名	サービス計画の立案 訪問調査・管理等	2名 (内1名 管理者)

(3) 営業時間

平日 9:00～17:45

(国民の休日・12月29日～1月3日までは除く)

土曜日 9:00～12:30

3 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

ひと月当たりの利用料（居宅介護支援費）

① 要介護1又は要介護2 10,533円

② 要介護3、要介護4又は要介護5 13,685円

※事業所と同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントは所定単位数の100分の95に相当する単位数で算定する

③ 初回加算 3,063円

④ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,552円

⑤ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,042円

⑥ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 4,594円

⑦ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,126円

⑧ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,126円

⑨ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 7,657円

⑩ 退院・退所加算（Ⅲ） 9,189円

⑪ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042円

⑫ 通院時情報連携加算 510円

※地域区分1単位当たり10.21円（7級地）

交通費

前記2の（1）通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

（自動車を利用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1km×20円）

（2）解約料

利用者のご都合により解約した場合にも料金は一切かかりません。

（3）その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払ください。お支払いただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

4 サービスの利用について

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画は居宅介護支援の基本方針及び利用者の希望に基づき作成致します。利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の意思及び

人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスを公正中立に総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス提供と割合の説明

- ① サービスの提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる事、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能である事の説明を行います。
- ② 前6か月に当該指定居宅支援事業所において作成された、居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業者等によって提供されたものが占める割合の説明を行います。

(3) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でのお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合……非該当又は要支援となった日
この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

別添の資料をご覧ください。

6 守秘義務・秘密保持について

業務上知り得たことについては、お客様及びそのご家族に関する事項を、正当な理由無く第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。正当な理由により個人情報を用いるときは、同意を得るものとします。

7 事故発生時の対応

- ① 指定居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- ③ 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。

8 感染症予防及びまん延防止のための措置

- ① 感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための指針を整備し感染症対策委員会を概ね3か月に一回開催し内容を周知徹底します。
- ② 感染症及び食中毒予防まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 高齢者虐待の防止の推進

- ① 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。
- ② 虐待防止の為の指針、虐待防止対応規定を整備し、担当者を決め定期的な委員会や研修を実施し、虐待防止の為の措置を講じています。

10 身体拘束等の適正化の推進

- ① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。
- ② 身体的拘束等を行う場合には予め当該利用者、家族への説明を了承をいただき同意の書類に署名をいただきます。その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ③ 緊急やむを得ない場合の判断は、職員個人ではなく、決められた手順を踏み、事業所全体で判断します。

1 1 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 感染症、非常災害時の業務継続計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的
に実施するとともに定期的に見直し、必要に応じた変更を行います。

1 2 サービス内容に関する苦情

① 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づき提供している各サービスについてのご相談・苦情は下記窓口で承ります。

電話番号；048-536-1911 ○担当者；牧野英子

(受付時間 9時から16時)

- ① 第三者委員 水出実雄 03-3447-2645
小松原義子 048-536-3530

② その他の相談・苦情受付窓口

熊谷市長寿いきがい課 048-524-1402

深谷市長寿福祉課 048-571-8544

嵐山町長寿生きがい課 0493-62-0718

滑川町町民保険課 0493-56-2010

大里広域市町村圏組合 048-501-1330

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

受付時間 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時

(土・日祝日は除く) 048-824-2568